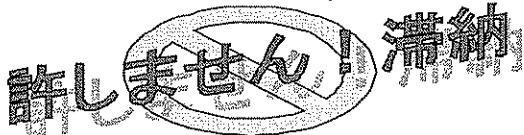


幸 仁 道 資 斗



平成22年10月26日
市町村振興課 税政グループ 津田・吉岡
(内線2258)
税務課 徴収対策係 石田
(内線2239)

「市町村税・県税の一斉滞納整理強化期間」の実施について

厳しい経済情勢の中、財政の健全化を図るために自主財源の確保が重要です。また、税の公平・公正のため「滞納を許さない」という毅然とした対応も大変重要です。

平成21年度の県内市町村税徴収率は、各団体の徴収努力により、現年課税分が0.2%増、滞納繰越分が増減なしで県平均徴収率は91.3%となりましたが、平成20年度徴収率の全国順位は37位と依然低い状態です。

一方、平成21年度の県税徴収率は95.4%でした。対前年比で現年課税分は増減なし、滞納繰越分が1.0%上昇し、全国順位では3位上昇したものの依然41位と低く、市町村税、県税ともに一層の徴収強化が必要な状況です。

のことから、昨年度に引き続き、11月から12月に「市町村税・県税の一斉滞納整理強化期間」を設け、県内全市町村と奈良県が協働して一斉に徴収強化に取り組みます。

取り組みの概要について、下記のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

1. 名称

市町村税・県税の一斉滞納整理強化期間

2. 実施団体

県内全市町村と県

3. 基本的な考え方

市町村と県が協働して滞納処分等を強化することにより、税の公平・公正を確保する。

4. 共通スローガン

許しません！滞納

5. 共同での取組み

内容：「許しません！滞納 平成22年11・12月 市町村税・県税の一斉滞納整理強化期間」

(1) 協働の取り組み

- ①共通ポスターの掲出
- ②共通催告書の利用
- ③市町村と県の不動産合同公売の実施（11月9日、11日）

(2) 各市町村・県での主な取り組み例

- ①納税相談（夜間・休日納税相談窓口の設置など）の充実
- ②少額滞納者を含めた納税催告（文書催告、電話催告、面談指導）の強化
- ③悪質滞納者や大口滞納者への滞納処分（差押、公売）の強化

(3) 広報関係

- ①奈良交通バス車内・近鉄電車主要駅における啓発ポスター掲示
- ②広報誌への掲載
- ③HPへの掲載